

PROVINCIAL'S OFFICE
Koji-machi 6-5-1, Chiyoda-ku
Tokyo, 102-0083 Japan
Tel.: (03) 3262-0282
Fax: (03) 3262-0615

イエズス会

SOCIETY OF JESUS

管 区 長 室
102-0083 東京都千代田区
麹町 6-5-1
電話 (03) 3262-0282
ファックス (03) 3262-0615

2011年10月11日

社団法人 日本建築学会関東支部
支部長 時松 孝次殿

拝復 時下ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

さて、当会所有の無原罪聖母修道院、通称、「上石神井黙想の家」の存続については、以前より関心をお寄せいただき、去る10月7日には、御会所属の山崎鯛介氏、海老沢模奈人氏に直々お出でいただき、当該建物の存続についての専門家としてのお立場からご意見を頂戴し、また、お持ちいただきました支部長様からの建物保存についての要望書を拝見し、存続についての並々ならぬお気持ち取りさせていただきました。

上石神井黙想の家は、戦前にチェコ出身の建築家スワガー氏により観想修道会修道院として建てられたものとされておりますが、戦後、周辺の開発に伴う修道院の移転に伴い、本会の施設として譲渡され、その後、黙想の家として50年以上にわたって多くの方に利用され、愛されてきた建物です。一般信徒の方々ばかりでなく、イエズス会修道院が隣接している関係から、多くの会員にとっても、懐かしい思い出の建物であり、貴重な祈りの場でもあります。

この度、そうした貴重な建物を取壊し、新たな建物を立てるという計画は、10年程前から構想されておりましたが、具体的な形になりましたのは、この数年と言ってよいかと思えます。この大きな決断に踏み切った理由の一つは、築後80年近くを経過する建物自体の老朽化と修繕等の限界、設備やスペースの問題です。近年、繰り返し修理に追われてまいりましたが、将来的にも多くの方の期待に応える施設であり続けるためには、もはや限界に達しているという判断です。もう一つは、施設の利用の変化です。祈りの家という大目的は変わりませんが、利用者のニーズ、また、利用目的の多様化という観点から、以前と比べてより多機能を備えた施設が要望されております。こうしたことから、歴史的価値をもった建物を解体することはこころの痛むことではありますが、すでに、9月末で建物の利用も停止し、工事に向けての最終段階を迎えていることご理解いただきたくお願い申し上げます。

建築にあたる業者には、今までの建物もっていた、祈りの家としての価値を守り、また、固有の佇まいを、できるだけ反映させながら、設計・建築にあたるよう要請しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

敬具

イエズス会日本管区

管区長

花井 義夫